次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
施設の名称	所在地
国立大学法人北海道大学大学文書館公文書室	北海道札幌市北区北八条西八
国立大学法人東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室	宮城県仙台市青葉区片平二の一の一
国立大学法人筑波大学アーカイブズ	茨城県つくば市天王台一の一の一
［略］	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

改正前	
施設の名称	所在地
国立大学法人東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室	宮城県仙台市青葉区片平二の一の一
［同上］	

○内閣府告示第五百三十三号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第五条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十五号（公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行することとしたので、公示する。

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
施設の名称	所在地
［略］	
国立大学法人北海道大学大学院医学研究院・大学院医学院・医学部図書館	北海道札幌市北区北一五条西七
［略］	
国立大学法人北海道大学大学文書館沿革資料室	北海道札幌市北区北八条西八
［略］	
国立大学法人東北大学附属図書館農学分館	宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉四六八の一
［略］	
国立大学法人宇都宮大学附属図書館陽東分館	栃木県宇都宮市陽東七の一の二
［略］	
国立大学法人東京大学大学院理学系研究科・理学部生物化学図書室	東京都文京区弥生二の一一の一六
［略］	
国立大学法人東京農工大学科学博物館	東京都小金井市中町二の二四の一六
国立大学法人東京芸術大学音楽学部音楽研究センター大学史史料室	東京都台東区上野公園一二の八
［略］	
国立大学法人名古屋大学附属図書館宇宙地球環境研究所図書室	愛知県名古屋市千種不老町

改正前	
施設の名称	所在地
［同上］	
国立大学法人北海道大学大学院医学研究科・医学部図書館	北海道札幌市北区北一五条西七
［同上］	
国立大学法人北海道大学大学文書館	北海道札幌市北区北八条西五
［同上］	
国立大学法人東北大学附属図書館農学分館	宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町一の一
［同上］	
国立大学法人宇都宮大学附属図書館工学部分館	栃木県宇都宮市陽東七の一の二
［同上］	
国立大学法人東京大学大学院理学系研究科・理学部生物化学図書室	東京都文京区本郷七の三の一
［同上］	
国立大学法人東京農工大学科学博物館	東京都小金井市中町二の二四の一六
［同上］	
国立大学法人名古屋大学附属図書館宇宙地球環境研究所図書室	愛知県名古屋市千種不老町
国立大学法人名古屋大学附属図書館アイソトープ総合センター図書室	愛知県名古屋市千種不老町